

地方公営企業等関係資料

資料6-1. 平成25年度地方公営企業関係主要施策	1
資料6-2. 平成25年度地方公営企業関係予算主要項目	6
資料6-3. 復興交付金事業に係る下水道事業（地盤沈下に伴う 雨水排水対策事業）における追加支援措置	15
資料6-4. 再生可能エネルギー固定価格買取制度について	16
資料6-5. 公営企業・第三セクター等の抜本的改革について	21
資料6-6. 地方公営企業会計制度の見直しについて	33
資料6-7. 企業経営・企業会計に係る人材育成について	35
資料6-8. 〈参考〉民間的経営手法等の取組の紹介	36
資料6-9. 〈参考〉地方公営企業会計制度見直し後の財務諸表の とらえ方のポイント	39

平成 25 年度地方公営企業関係主要施策

平成 25 年 3 月
総務省自治財政局

1 平成 25 年度の公営企業繰出金及び地方債計画の概要（通常収支分）

(1) 公営企業繰出金

平成 25 年度の地方財政への対応において、公営企業繰出金については、地方公営企業の経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととし、総額 2 兆 5,753 億円（前年度の 2 兆 6,590 億円に比べ 837 億円、3.1%の減）を確保している。

このうち、企業債償還費普通会計負担分は 1 兆 6,376 億円（前年度の 1 兆 6,824 億円に比べ 448 億円、2.7%の減）となっている。

事業別には、下水道事業 1 兆 5,420 億円（対前年度比 0.1%の減）、病院事業 7,229 億円（対前年度比 1.4%の減）、上水道事業 887 億円（対前年度比 4.7%の減）、交通事業 750 億円（対前年度比 35.5%の減）等となっている。

平成 25 年度の事業別の新規施策等としては、交通事業において新たな地下鉄特例債制度を設けるとともに、所要の財政措置を講じることとしている（詳細については後述参照）。

(2) 地方債計画

① 公営企業債の所要額の確保

平成 25 年度における地方公営企業に対する地方債措置については、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備を着実に推進することとし、事業の実施状況等を踏まえ、所要額を確保している。

平成 25 年度の地方債計画の総額は 13 兆 3,708 億円で、対前年度比 1,688 億円、1.2%の減となっており、このうち公営企業債等の公営企業会計等分の合計額は 2 兆 2,191 億円で、対前年度比 1,551 億円、6.5%の減となっている。

事業別には、下水道事業 1 兆 1,774 億円（対前年度比 1.1%の減）、水道事業 3,634 億円（対前年度比 0.1%の減）、病院事業・介護サービス事業 3,432 億円（対前年度比 1.7%の増）、交通事業 1,902 億円（対前年度比 19.3%の減）等となっている。

② 公営企業債資金の確保

公営企業会計等分 2 兆 2,191 億円の資金内訳は、財政融資資金 7,207 億円（対前年度比 98 億円、1.3%の減、構成比 32.5%）、地方公共団体金融機構資金 6,725 億円（対前年度比 527 億円、7.3%の減、構成比 30.3%）、民間等資金 8,259 億円（対前年度比 926 億円、10.1%の減、構成比 37.2%）となっている。

2 新規施策等の概要

(1) 政策課題に対する取組等

○ 新たな地下鉄特例債制度の創設

【別紙】

地下鉄事業の経営が依然として厳しい状況にあることにかんがみ、平成 3 年度から平成 12 年度までに発行された地下鉄建設改良事業債に係る支払利子相当額を起債対象とした新たな特例債制度（再特例債）を設けるとともに、所要の財政措置を講じることとしている。

平成 25 年度地方債計画計上額

1 8 6 億円

(2) 臨時的な対応

① 水道事業のうち簡易水道事業に係る臨時的な対応

現下の厳しい地方財政の状況等を踏まえ、水道事業のうち簡易水道事業について、前年度に引き続き、事業年度における一般会計からの繰出しを臨時的に水道事業債（簡易水道事業分）に振り替える。

平成 25 年度水道事業債振替額

4 0 億円

② 下水道事業に係る臨時的な対応

現下の厳しい地方財政の状況等を踏まえ、流域下水道、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設について、前年度に引き続き、事業年度における一般会計からの繰出しを臨時的に下水道事業債に振り替える。

平成 25 年度下水道事業債振替額 359 億円

3 平成 25 年度の公営企業繰出金及び地方債計画の概要（東日本大震災分）

(1) 公営企業繰出金

東日本大震災の復旧・復興事業については、通常収支とは別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとされている。

公営企業に係る復旧・復興事業については、一般会計から公営企業会計への繰出基準の特例を設け、当該繰出金についてはその全額を震災復興特別交付税により措置している。

(2) 地方債計画

① 公営企業債の所要額の確保

東日本大震災の復旧・復興事業、全国防災事業については、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要額を確保している。

復旧・復興事業に係る地方債計画の総額は 2,197 億円となっており、このうち公営企業債等の公営企業会計等分の合計額は 1,684 億円となっている。

事業別には、水道事業 5 億円、病院事業・介護サービス事業 5 億円、市場事業・と畜場事業 2 億円、下水道事業 18 億円等となっている。

② 公営企業債資金の確保

復旧・復興事業に係る公営企業会計等分 1,684 億円の資金内訳は、財政融資資金 62 億円、地方公共団体金融機構資金 1,622 億円となっている。

③ 特定被災地方公共団体借換債の確保

東日本大震災の特定被災地方公共団体における復旧・復興を支援するため、平成 25 年度限りの措置として、1,830 億円の年利 4 % 以上の旧公営企業金融公庫資金について補償金免除繰上償還を行うこととし、その財源として地方公共団体金融機構資金による借換債を発行できることとしている。

なお、地方債計画に特定被災地方公共団体借換債 1,830 億円を計上している。

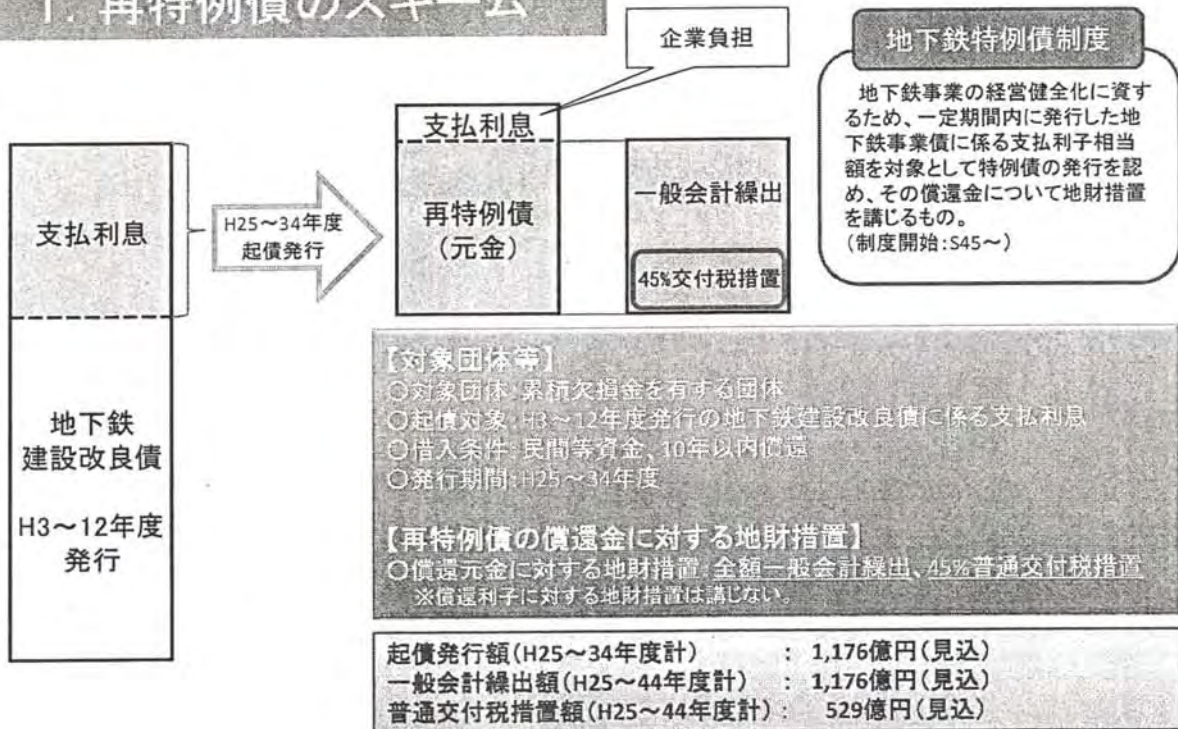
④ 被災施設借換債の確保

旧公営企業金融公庫資金（地方公共団体金融機構資金も含む。）によって取得した施設が被災により滅失し繰上償還（補償金が課されない強制繰上償還）を行う場合、地方公共団体金融機構資金により、借換債を発行できる。

なお、地方債計画に被災施設借換債 50 億円を計上している。

新たな地下鉄特例債制度(再特例債)の創設について

1. 再特例債のスキーム



2. 地下鉄特例債制度の変遷

名称	起債対象	特例債発行期間	特例債の償還金に対する地財措置		対象団体
			元金	利子	
新特例債	S47~51年度発行の建設債に係る支払利息	S58~H4年度	○全額一般会計繰出 ○普交措置60%	○なし (地財措置は終了)	全団体
新々特例債	S52~57年度発行の建設債に係る支払利息	H5~14年度	○全額一般会計繰出 ○普交措置60%	○1.2%を上限に一般会計繰出 ○普交措置60%	全団体
続特例債	S58~H2年度発行の建設債に係る支払利息	H15~24年度	○全額一般会計繰出 ○普交措置45%	○1.2%を上限に一般会計繰出 ○普交措置45%	全団体
再特例債 ※H25~新設	H3~12年度発行の建設改良債に係る支払利息	H25~34年度	○全額一般会計繰出 ○普交措置45%	○なし	累積欠損金を有する団体

3. 続特例債からの主な変更点

- ①対象団体を「累積欠損金を有する団体」としたこと
- ②償還利子に対する地財措置を行わないこと*
- ③起債対象を建設債に限定せず、改良債も含めること
- ④償還期限を10年以内とすること

※ 既発の特例債の償還金に対する地財措置については、元金分・利子分ともに従前通りの取扱いとする。

平成25年度地方公営企業関係予算主要項目

(通常収支分)

第1 総務省分

(単位:百万円)

項 目	平成25年度 予算額(案)	前 年 度 当初予算額	差引増減額	摘 要
1 地方公営企業の助言等及び調査研究に要する経費	4	5	△ 1	地方公営企業等の健全で安定した経営を行うために要する経費である。 ※ 平成24年度「1 経営アドバイザーの派遣等に要する経費」を含む。
2 地方公営企業制度の改革の推進等に要する経費	7	6	1	地方公営企業制度の改革を推進するために要する経費である。 ※ 平成24年度「4 公立病院改革の推進に要する経費」「5 第三セクター等の経営改革の推進に要する経費」を含む。
3 インフラ更新時代における公営企業の経営戦略構築支援に要する経費	39	-	皆増	地方公営企業における経営戦略の構築を支援するために要する経費である。
4 地方財政決算情報管理システムの運営に要する経費	177	180	△ 3	地方財政決算情報管理システム(決算統計)の運営に要する経費である。
5 水道事業、簡易水道、工業用水道及び下水道事業の経営管理等に要する経費	4	4	-	水道事業、工業用水道事業、下水道事業の経営指標の決算カードの作成に要する経費である。

第2 他省庁分

(単位:百万円)

項 目	平成25年度 予算額(案)	前 年 度 当初予算額	差引増減額	摘 要
1 水道事業関係	30,472	31,656	△ 1,184	厚生労働省所管 [水道水源開発施設 1/2・1/3 水道広域化施設 1/3・1/4 高度浄水施設等 定額・1/3・1/4 水道水源自動監視施設等 1/4 国土交通省所管 (水資源機構分) 水道水源開発施設 1/2・1/3 (北海道分) 水道水源開発等施設 1/2・1/3・1/4
(1) 水道水源開発等施設整備費補助	18,401	11,337	7,064	

(単位：百万円)

項 目	平成25年度 予算額(案)	前 年 度 当初予算額	差引増減額	摘 要
(2) 簡易水道等施設整備費補助	12,071	20,319	△ 8,248	厚生労働省所管 国土交通省所管 (離島・奄美分) 簡易水道等施設 1/2 (北海道分) 簡易水道等施設 4/10・1/3・1/4 内閣府(沖縄)所管 簡易水道等施設 2/3・1/2
2 工業用水道事業関係	1,742	303	1,439	
(1) 工業用水道事業費補助	1,648	198	1,450	経済産業省所管 工業用水道事業費補助(※)
(2) 水資源機構事業費補助	94	105	△ 11	国土交通省所管 工業用水道事業費補助(※) 上記(※)の最大補助率 ① 四大工業地帯 0% ② その他 30% なお、地盤沈下対策事業は、②の補助率に10%加算。①については30%加算。 経済産業省所管及び国土交通省所管に係る改築分は、改良事業採択年度における補助率×3/4。ただし、四大工業地帯の基盤整備については15%。
3 交通事業関係	47,504	49,835	△ 2,331	
(1) 地下高速鉄道整備事業費補助	13,944 (10,108)	16,436 (16,082)	△ 2,492	国土交通省所管 () 内は公営企業分の内数 【補助率】 35%
(2) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金	30,344	30,578	△ 234	国土交通省所管 (公営企業分は内数)
(3) 幹線鉄道等活性化事業費補助(うち貨物線旅客線化事業)	1,539 (1,266)	950 (470)	589	国土交通省所管 () 内は公営企業に準ずる第三セクターの内数 【補助率】 20%
(4) 低公害車普及促進対策費補助金	600	774	△ 174	国土交通省所管 (公営企業分は内数) 【補助率】 1/4・1/3・1/2

(単位：百万円)

項 目	平成25年度 予算額(案)	前 年 度 当初予算額	差引増減額	摘 要
(5) 自動車事故対策費 補助金 (うち自動車運送事 業の安全・円滑化等 総合対策事業)	1,077	1,097	△ 20	国土交通省所管 自動車安全事業特 別会計 (公営企業分は内数) 【補助率】 1/3・1/2
4 電気事業関係	39,096	40,085	△ 989	
(1) 中小水力・地熱発 電開発費等補助金	739	707	32	経済産業省所管 (公営企業分は内数) 建設費に対する補助 発電出力 1千超5千kw以下 補助率 20% " 5千超3万kw以下 " 10% ※経済性が低い等の地点については更に補 助率を10%上乘せする特例措置がある。
(2) 中小水力発電事業 利子補給金助成事業 費補助金	110	132	△ 22	経済産業省所管 (公営電気事業者のみ対象) 水力発電施設建設費利子補給 平成22年3月31日以前に地域エネルギー開発 利用発電事業促進対策費交付要綱の交付によ り造成された基金により、利子の補給を行う こととされた各水力発電施設の建設費用の額 に一定率(1.0~3.0%)を乗じて得た額
(3) 小水力発電導入促 進モデル事業費補助 金	699	699	-	経済産業省所管 水車及び発電機の納入実績のある小水力発電 設備メーカーと発電事業者が共同で実施す る、小水力発電導入促進を図るための試験設 備を用いた実証事業に対する補助(補助率 2/3以内)
(4) 太陽光発電多用途 化実証事業	500	-	皆増	経済産業省所管 太陽光発電について、ビル・農地等の未利用 地や熱等のエネルギーを多面的に活用するた めの実証事業に対する補助(補助率2/3)
(5) 循環型社会形成推 進交付金	35,448	37,300	△ 1,852	環境省所管 (公営企業分は内数) 市町村(一部事務組合、広域連合及び特別区 を含む)が循環型社会形成推進に必要な廃棄 物処理施設の整備事業等を実施するために作 成した循環型社会形成推進地域計画に基づく事 業等の実施に要する経費に対して交付(エネ ルギー回収推進施設の新設、増設に要する費 用については補助率1/3)

(単位：百万円)

項目	平成25年度 予算額(案)	前年度 当初予算額	差引増減額	摘要
(6) 風力発電等に係る 環境アセスメント基礎 情報整備モデル事業	1,000	834	166	環境省所管 風況・賦存量調査等により風力発電等の早期 立地の適地と考えられる地域の中から、事業 により著しい影響を受けるおそれがある自然 環境が既存情報等で確認されていない情報整 備モデル地区を地方自治体とも連携の上、選 定し、同モデル地区において環境基礎情報を 調査・収集し、データベースとして整備す る。事業者が環境アセスメントを実施する際 に活用できる基礎的な情報を系統的に提供す る。
(7) 地域特性を考慮し た再生可能エネルギー 事業形成推進モデル事 業	600	413	187	環境省所管 地域主導による再生可能エネルギー事業の実 現のために必要な情報・体制整備等に関する 以下の3つの事業を実施。 ① 情報整備事業：再生可能エネルギーの開 発・事業化可能性に関する地図情報、風況 データ、資金調達方法等の整備及び発信。 ② 地域協議会設置・運営支援業務：地域の 住民等のステークホルダーが参画する再生可 能エネルギーの事業化に向けた協議会活動の 支援。 ③ コーディネーター等育成業務：地域協議 会による各地での活動の核となる開発コー ディネーター・アドバイザー等の育成。ま た、小規模な地方公共団体において、再生可 能エネルギー事業の企画立案・導入を促進す るため、地方公共団体職員等を対象とした研 修等を実施し、低炭素地域づくりコーディ ネーターを育成する。
5. ガス事業	25	57	△ 32	経済産業省所管（公営企業分は内数）
地方都市ガス事業天然 ガス化促進対策費補 助金	25	57	△ 32	施設取得費利子補給（後年度負担分 のみ） 液化天然ガス導入のための施設取得費借入 額の1/2に相当する額の支払利息について① 公営事業者に適用される地方公共団体金融機 構貸付金利と②公営事業者を除く事業者に適 用される日本政策投資銀行、日本政策金融公 庫の貸付金利との利差分について民間団体等 を通じて利子補給が行われる。
6 病院事業関係	30,965	32,900	△ 1,935	(公営企業分は内数)
(1) 施設・設備分	5,074	5,026	48	(公営企業分は内数)
① 医療施設等施設 整備費補助金	366	406	△ 40	厚生労働省所管（公営企業分は内 数） 366 1) へき地医療対策 ア へき地診療所施設整備事業 1/2 イ 過疎地域等特定診療所施設整 備事業 1/2 ウ へき地保健指導所施設整備事 業 1/2・1/3

(単位：百万円)

項 目	平成25年度 予算額(案)	前 年 度 当初予算額	差引増減額	摘 要
				エ へき地医療拠点病院群施設整備事業 1/2 オ 離島等患者宿泊施設施設整備事業 1/3 カ 産科医療機関施設整備 1/3 2) プライマリケア ※内閣府所管（沖縄分）については、H24から沖縄振興公共投資交付金として、一括交付金化
② 医療施設等設備整備費補助金	674	749	△ 75	厚生労働省所管（公営企業分は内数） 1) へき地医療対策 ア へき地医療拠点病院 1/2 イ へき地診療所 1/2 ウ へき地患者輸送車（艇） 1/2 エ へき地巡回診療車（船） 1/2 オ 離島歯科巡回診療用設備 1/2 カ 過疎地域等特定診療所 1/2 キ へき地保健指導所 1/3 ク へき地・離島診療所支援システム設備 1/2 ケ 離島等患者宿泊施設設備整備 1/3 コ 産科医療機関設備整備 1/2 2) 公的医療施設 ア 沖縄医療施設 3/4 イ 奄美群島医療施設 1/2 3) その他 ア 遠隔医療設備 1/2 イ 歯科口腔保健推進設備整備 1/2
③ 医療提供体制整備交付金	4,034	3,871	163	（公営企業分は内数）
(2) 運営費等分	25,891	27,874	△ 1,983	（公営企業分は内数）
① 医療施設運営費等補助金	3,191	2,874	317	厚生労働省所管（公営企業分は内数） へき地医療支援機構 1/2 258
うちへき地保健医療対策費	1,963	1,929	34	へき地医療拠点病院群 1/2 448 へき地診療所 1/3・3/4・2/3 821 へき地巡回診療車（船・へり） 1/2 43 へき地患者輸送車（艇） 1/2 34 産科医療機関確保事業 1/2 323 その他 1/2・3/4 36
② 医療提供体制推進事業補助金	22,700	25,000	△ 2,300	厚生労働省所管（公営企業分は内数） 補助率 1/3, 1/2, 定額

(単位：百万円)

項 目	平成25年度 予算額(案)	前 年 度 当初予算額	差引増減額	摘 要
7 介護サービス施設整備事業関係	4,015	4,406	△ 391	(公営企業分は内数)
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	4,015	4,406	△ 391	厚生労働省(公営企業分は内数) 補助率 定額
8 市場事業・と畜場事業関係	30,560	759,123	△ 728,563	(公営企業分は内数)
(1) 地域自主戦略交付金	-	752,555	皆減	内閣府所管(公営企業分は内数)
(2) 強い農業づくり交付金	24,422	2,093	22,329	農林水産省所管(公営企業分は内数) 補助率 4/10・1/3以内
(3) 強い水産業づくり交付金	6,138	4,475	1,663	水産庁所管(公営企業分は内数) 補助率 1/3・4/10・1/2・5.5/10・2/3以内
9 下水道事業関係	2,207,873	2,349,630	△ 141,757	(公営企業分は内数)
(1) 地域自主戦略交付金	-	752,555	皆減	内閣府所管(公営企業分は内数) <対象施設> ・下水道法上の下水道 ・集落排水施設 ・特定地域生活排水処理施設
(2) 沖縄振興公共投資交付金	80,971	77,116	3,855	内閣府所管(公営企業分は内数) <対象施設> ・下水道法上の下水道 ・集落排水施設 ・特定地域生活排水処理施設
(3) 地域再生基盤強化交付金	50,220	55,800	△ 5,580	内閣府所管(公営企業分は内数) <対象施設> ・下水道法上の下水道 ・集落排水施設 ・特定地域生活排水処理施設
(4) 社会資本整備総合交付金	903,136	1,439,530	△ 536,394	国土交通省所管(公営企業分は内数) <対象施設> ・下水道法上の下水道
(5) 防災・安全社会資本整備交付金	1,045,953	-	皆増	国土交通省所管(公営企業分は内数) <対象施設> ・下水道法上の下水道
(6) 下水道事業費補助金	171	1,977	△ 1,806	国土交通省所管 <対象施設> ・下水道法上の下水道
(7) 循環型社会形成推進交付金(浄化槽分)	8,998	8,990	8	環境省所管(公営企業分は内数) <対象施設> ・特定地域生活排水処理施設

(単位：百万円)

項 目	平成25年度 予算額(案)	前 年 度 当初予算額	差引増減額	摘 要
(8) 農山漁村地域整備 交付金	112,211	9,614	102,597	農林水産省所管 (公営企業分は内数) <対象施設> ・集落排水施設
(9) 農山漁村活性化プ ロジェクト支援交付 金	6,213	4,048	2,165	農林水産省所管 (公営企業分は内数) <対象施設> ・簡易排水施設
10 港湾整備事業関係	548	548	-	(公営企業分は内数)
(1) 港湾機能高度化 施設整備費補助金	548	548	-	国土交通省所管 補助率 1/3・4/10・1/2 (公営企業分は内数)
10 港湾整備事業関係	1,406	1,306	100	(公営企業分は内数)
(1) 港湾機能高度化施 設整備費補助金	1,406	1,306	100	国土交通省所管 補助率 1/3・4/10・1/2 (公営企業分は内数)

(東日本大震災分)

(1) 東日本大震災復旧・復興事業分
他省庁分

(単位：百万円)

項 目	平成25年度 予算額(案)	前 年 度 当初予算額	差引増減額	摘 要
1 水道事業関係	8,500	20,000	△ 11,500	厚生労働省所管(復興庁計上分)
東日本大震災復旧・ 復興水道施設災害復 旧事業費補助	8,500	20,000	△ 11,500	
2 市場事業・と畜場 事業関係	599,939	296,769	303,170	(公営企業分は内数)
(1) 東日本大震災復 興交付金	591,774	286,760	305,014	復興庁所管(公営企業分は内数)
(2) 水産業共同利用 施設復旧整備費補 助金	8,165	10,009	△ 1,844	水産庁所管(公営企業分は内数) 補助率 2/3・1/2以内
3 下水道事業関係	636,885	313,449	323,436	(公営企業分は内数)
(1) 東日本大震災復 興交付金	591,774	286,760	305,014	復興庁所管(公営企業分は内数) <対象施設> ・下水道法上の下水道 ・集落排水施設 ・特定地域生活排水処理施設
(2) 社会資本整備総 合交付金	44,111	26,676	17,435	復興庁所管(公営企業分は内数) <対象施設> ・下水道法上の下水道
(3) 農山漁村活性化 プロジェクト支援 交付金	1,000	13	987	復興庁所管(公営企業分は内数) <対象施設> ・簡易排水施設

(2) 緊急防災・減災事業分
他省庁分

(単位：百万円)

項 目	平成25年度 予算額(案)	前 年 度 当初予算額	差引増減額	摘 要
1 水道事業関係 水道施設整備費補助	- -	20,083 20,083	皆減 皆減	厚生労働省所管及び国土交通省所管
2 病院事業関係 (1) 施設・設備分 ① 地域診療情報連 携推進費補助金	- - -	950 950 950	皆減 皆減 皆減	(公営企業分は内数) (公営企業分は内数) 厚生労働省所管 (公営企業分は内数) 補助率 1/2
3 下水道事業関係 (1) 社会資本整備総 合交付金 (2) 地域再生基盤強 化交付金 (3) 農山漁村活性化 プロジェクト支援 交付金	- - - -	155,020 146,230 6,100 2,690	皆減 皆減 皆減 皆減	(公営企業分は内数) 国土交通省所管 (公営企業分は内数) <対象施設> ・下水道法上の下水道 内閣府所管 (公営企業分は内数) <対象施設> ・下水道法上の下水道 ・集落排水施設 ・特定地域生活排水処理施設 農林水産省所管 (公営企業分は内数) <対象施設> ・簡易排水施設

復興交付金事業に係る下水道事業(地盤沈下に伴う雨水排水対策事業)における追加支援措置

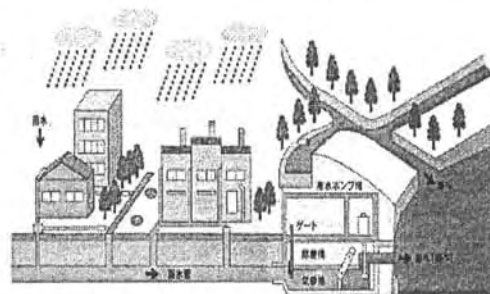
背景

- 東日本大震災により、大規模な地盤沈下が発生。降雨時や満潮時には道路等が冠水。
- 今後、台風等による降雨量が多い時期には、さらに大規模な浸水被害が想定されることから、雨水排水施設を整備することが必要。

○ 被災状況



○ 雨水排水施設整備のイメージ図



追加支援措置の内容

地盤沈下に伴う雨水排水対策事業に係る地方負担額については、その全額を震災復興特別交付税により措置（平成24年度事業分から措置）。

【現 行】

東日本大震災 復興交付金(国費) 75%	一般会計 繰出し (震災復興 特別交付税) 15%	公営 企業債 10%
	6割 ← 4割	

拡
充

【拡 充】

東日本大震災 復興交付金(国費) 75%	一般会計繰出し (震災復興 特別交付税) 25%
10割	

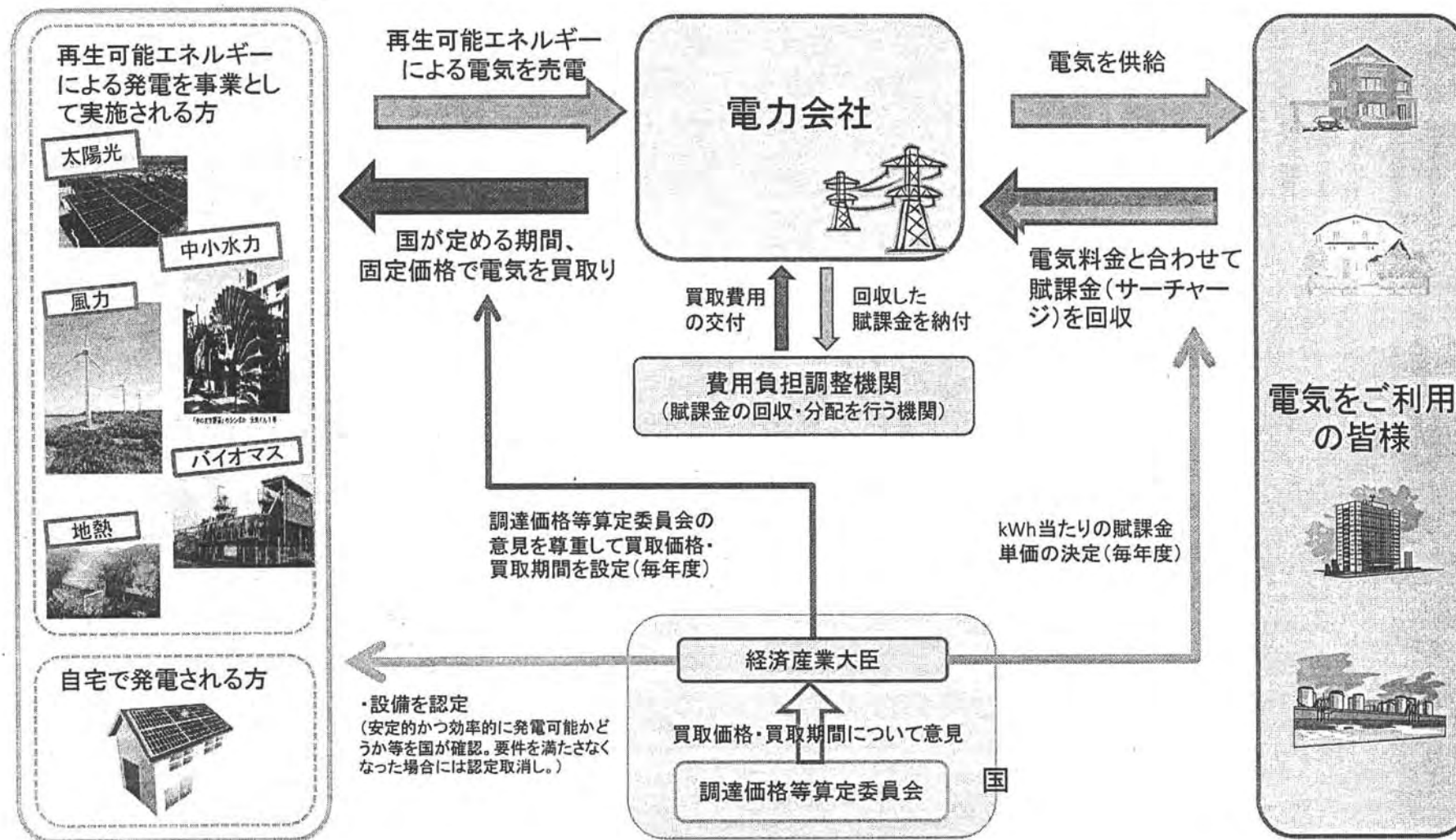
※ 公費負担割合が6割の団体の例

再生可能エネルギー 固定価格買取制度について

1. 固定価格買取制度の基本的な仕組み17
2. 再生可能エネルギー固定価格買取制度を利用した売電事業を
公営企業が行う場合の取扱いについて18

固定価格買取制度の基本的な仕組み

- 本制度は、電力会社に対し、再生可能エネルギー発電事業者から、政府が定めた調達価格・調達期間による電気の供給契約の申込みがあった場合には、応ずるよう義務づけるもの。
- 政府による買取価格・期間の決定方法、買取義務の対象となる設備の認定、買取費用に関する賦課金の徴収・調整、電力会社による契約・接続拒否事由などを、併せて規定。



総 財 公 第126号
総 財 営 第72号
総 財 準 第89号
平成24年12月28日

各 都 道 府 県 総 務 部 長
(財 政 課、市 区 町 村 担 当 課 扱 い)
各 都 道 府 県 企 業 管 理 者
各 指 定 都 市 財 政 局 長
各 指 定 都 市 企 業 管 理 者
関 係 企 業 団 企 業 長
(都 道 府 県・指 定 都 市 が 加 入 す る も の)

殿

総務省自治財政局公営企業課長
(公 印 省 略)
総務省自治財政局公営企業経営室長
(公 印 省 略)
総務省自治財政局準公営企業室長
(公 印 省 略)

再生可能エネルギー固定価格買取制度を利用した売電事業を
公営企業が行う場合の取扱いについて

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第4条に規定する特定契約（以下「特定契約」という。）に基づく電気の供給（以下「買取制度による売電」という。）を公営企業が行う場合の取扱いについて、下記のとおり留意点をまとめましたので通知します。

また、貴都道府県内市区町村等に対しても、その旨周知をお願いします。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

- 1 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第11号に規定する卸供給に該当する事業は、従来から、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する電気事業に該当すると解してきたところである。

今般導入された買取制度による売電については、特定契約において、電気事業法第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者から求めがあった場合に確実に発電することができる発電出力である供給電力を定め、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令

第77号)第3条各号に規定する要件に該当しない限り、卸供給に該当しないものと解される。従って、買取制度による売電事業(売電を主たる目的とする事業をいう。以下同じ。)を公営企業が行い、卸供給に該当しない場合は、地方公営企業法第2条第1項に規定する電気事業に該当しないこと。

- 2 公営企業が行う買取制度による売電事業について、「地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律(公営企業に係る部分)の施行に関する取扱いについて」(昭和27年9月29日自乙発第245号。以下「基本通知」という。)第一章第一節三(三)に掲げる要件に該当する場合は、地方公営企業法第2条第1項に掲げる事業に附帯する事業として取り扱うこと。なお、その場合は基本通知第一章第一節三(六)に示しているとおり、日常の経理は、本来の事業と区分して行い、また、予算決算関係書類の中で、附帯事業を明らかにする等常にその経営状況を把握できるようにしておくこと。

また、公営企業に附帯する事業として買取制度による売電事業を行う場合について、「平成24年度地方債同意等基準」(平成24年総務省告示第155号)第二の二1(二)(12)に基づき、当該公営企業に係る地方債を起すことができること。

- 3 買取制度による売電は、効率的に事業が実施された場合に通常要する費用等を基礎とし、再エネ特措法第3条第2項に規定する特定供給者が受けるべき適正な利潤等を勘案して調達価格が定められるものであることから、公営企業が行う買取制度による売電事業に要する経費に対しては、地方交付税措置を行わないこと。

【問い合わせ先】

総務省自治財政局公営企業経営室

担当： 補佐、 係長

電話：03-5253-5639

固定価格買取制度による売電事業^(※1)を行う場合の取扱い

	地方公営企業法の 適用・非適用	経理の方法	起債できる企業債	売電事業の経費に対する 交付税措置の有無
ケース① 単独の事業として行う場合 (例: 売電事業のために土地を賃借し、風力発電を実施)	非適用 ^(※2)	特別会計設置	電気事業債	なし
ケース② 本来事業の附帯事業として行う場合 (例: 水道事業の施設を活用して太陽光発電を実施)	本来事業と一致	本来事業会計で 区分経理 ^(※3)	本来事業の企業債	なし

※1 売電事業とは、売電を主たる目的とする事業のことをいい、自らの施設の消費電力を賄うための発電は該当しない。

※2 電気事業法第2条第1項第11号に規定する「卸供給」に該当する場合(供給電力を定め、電気事業法施行規則第3条各号に規定する要件に該当する場合)を除く。

※3 区分経理とは、日常の経理を本来の事業と区分して行い、予算決算関係書類の中で附帯事業を明らかにする等常にその経営状況を把握できるようにしておくことを指す。

(基本通知第一章第一節三(六)参照)

公営企業・第三セクター等の抜本的改革について①

公営企業

「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(H21.7.8付け通知)

事業の意義(必要性等)・採算性を踏まえて抜本的改革を検討

経営改革

経営健全化の取組を進めながら経営継続

民営化等を行った上での事業の継続

民営化、民間譲渡・委託、独法化、PFI、指定管理者等(三セク債の活用が可能な場合も)

廃止(事業の終了)

事業を終了させ公営企業会計を廃止(原則として三セク債の活用可)

観光施設事業 宅地造成事業

「観光施設事業及び宅地造成事業における財政負担リスクの限定について」(H23.12.28付け通知)

新規事業の抑制

一定の基準未達の規模の事業に限り地方債の発行について同意又は許可を行う

地方公共団体本体のリスク限定、別法人化して実施

第三セクター等

「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」(H21.6.23付け通知)

事業の意義(行政目的との一致度)・採算性を踏まえて抜本的改革を検討

経営改革

経営責任の明確化や運営の改善等を行った上で経営継続

⇨ 地方公共団体は損失補償等を行うべきではなく、別の手段での資金調達を行うべき

⇨ プロジェクト・ファイナンス的資金調達(例:レベニュー債的資金調達)の活用を

事業の再生等

債務調整や経営体制変更等を行った上で経営継続(三セク債の活用が可能な場合も)

民営化・民間売却等

完全民営化・民間売却・上下分離方式での運営(三セク債の活用が可能な場合も)

事業の清算

事業を完全に終了させる形での廃止・解散・破産等(原則として三セク債の活用可)

公営企業・第三セクター等の抜本的改革について②

- [背景]**
- 地方公共団体が損失補償等を行っている第三セクター等に係る債務は将来的に財政に深刻な影響を及ぼす可能性
 - 「地方公共団体財政健全化法」の全面施行(平成21年4月～)
- ⇒ ・公営企業の資金不足比率の算定・公表、経営健全化の推進
 ・第三セクター等の経営状況・地方公共団体の将来負担等の把握・分析、将来負担抑制のための取組の推進



[対応] 公営企業、第三セクター等の抜本改革の集中的取組の促進(平成21～25年度)

- | | |
|--|--|
| ① 処理策の検討 | ④ 債務調整を伴う処理策 |
| ・ 事業の意義・採算性・事業手法(民間的手法を含む)等の検討、外部専門家等の活用 | ・ 手続き・内容等の透明性確保⇒法的整理や私的整理ガイドライン等を活用、新たな損失補償は行わない |
| ② 情報開示の徹底(対議会・住民) | ⑤ 残資産の管理等 |
| ・ 経緯、手法の最善理由、損失補償履行の必要性、費用負担 | |
| ③ 議会の関与 ～ ②の議論、処理策の適切性の確認 | (「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」(H21.6.23付け自治財政局長通知)) |

その手段の一つとして



第三セクター等改革推進債の創設(地方財政法附則第33条の5の7)

1. 対象経費

第三セクター等の整理又は再生に伴い負担する必要がある以下の経費

- ◇ 第三セクター(及び地方住宅供給公社)
⇒ 地方公共団体が損失補償を行っている法人の法的整理等を行う場合に必要となる当該損失補償に要する経費(短期貸付金の整理に要する経費を含む。)
- ◇ 土地開発公社及び地方道路公社
⇒ 解散又は不採算事業の廃止を行う場合に必要となる地方公共団体が債務保証等をしている公社借入金の償還に要する経費(短期貸付金の整理に要する経費を含む。)
- ◇ 公営企業
⇒ 廃止(特別会計の廃止)を行う場合に必要となる地方債の繰上償還等に要する経費

2. 対象期間

平成21年度～25年度

3. 発行手続

議会の議決
総務大臣又は都道府県知事の許可 } が必要

4. 償還年限

10年以内を基本とする。必要に応じ10年を超える償還年限の設定も可。

〔 第三セクター等改革推進債を発行することによる当該地方公共団体の財政の健全化の効果、実質公債費比率及び将来負担比率の将来の見通し等を総合的に勘案して必要な最小限の期間とする。 〕

許可実績 104件 4,714億円
平成21年度～平成24年度(平成24年度第2次分は同意等予定額である。)

地方公営企業の抜本改革等の取組状況

事業廃止 (平成16年度からの実施数)		民営化・民間譲渡 (平成16年度からの実施数)		指定管理者制度 (導入数)		PFI (導入数)		公営企業型地方独立 行政法人(導入数)	
280事業 (152事業)		233事業 (79事業)		707事業 (103事業)		53事業 (9事業)		35法人 (24事業)	
県・政令市	市町村	県・政令市	市町村	県・政令市	市町村	県・政令市	市町村	県・政令市	市町村
27 (11)	253 (141)	37 (15)	196 (64)	110 (13)	597 (90)	28 (4)	25 (5)	21 (12)	14 (12)
主な内訳		主な内訳		主な内訳		主な内訳		主な内訳	
宅地造成	76(50)	介護	117(41)	介護	199(24)	下水道	20(4)	病院	35(24)
観光施設その他	49(22)	病院	28(11)	観光施設その他	154(27)	病院	13(2)		
		交通	23(6)			水道	9(2)		
介護	40(18)	観光施設その他	22(5)	駐車場	148(16)	観光施設その他	4(1)		
病院	39(16)			病院	70(11)				
簡易水道	24(14)	市場	7(4)	港湾整備	32(8)				
		電気	7(3)	下水道	31(3)				
				市場	30(10)				
				と畜場	22(2)				
				簡易水道	7(1)				
				宅地造成	7(0)				

※県・政令市には、県・政令市が加入する企業団等を含み、市町村には市町村が加入する企業団等(県・政令市が加入するものを除く。)を含む。

※事業廃止、民営化・民間譲渡は平成16年4月1日から平成24年4月1日の実績である。

※指定管理者制度(平成15年9月)、PFI(平成11年7月)、公営企業型地方独立行政法人(平成15年7月)は各制度導入時から平成24年4月1日までの実績である。

※()内の数値は、平成21年4月2日から平成24年4月1日の実績で内数。

公立病院改革プラン実施状況等の調査結果（H24.3末現在）

○ 627団体、886病院において改革プランを策定。

視 点	項 目	H24.3末現在(886病院)	
			左のうち、東日本大震災に係る特定被災地方公共団体を除く(756病院)
経常収支黒字化に係る計画	H23に経常収支が黒字の病院	470病院(53.0%)	410病院(54.2%)
再編・ネットワーク化に係る計画	H21からH23までに再編・ネットワーク化計画を策定した病院	181病院(20.4%)	150病院(19.8%)
経営形態の見直しに係る計画	H21からH23までに経営形態の見直しを実施した病院	143病院(16.1%)	133病院(17.6%)

24

○ 平成23年度における当該病院の目標値に対するプランの達成状況

H23における三指標(※経常収支比率、職員給与費比率、病床利用率)の目標達成	H24.3末現在(886病院)	
		左のうち、東日本大震災に係る特定被災地方公共団体を除く
いずれの指標についても目標達成	78病院(8.8%)	67病院(8.9%)
いずれかの指標について目標未達成	543病院(61.3%)	462病院(61.1%)
いずれの指標についても目標未達成	265病院(29.9%)	227病院(30.0%)

9割超

インフラ更新時代における公営企業の経営戦略構築支援

【事業概要】

当事業は、公営企業の施設が大量更新時期を迎えつつある中、適切なインフラ更新と企業性の発揮による財務の健全性の確保の両立による安定的な公営企業サービスの提供を目指し、自立的な財源確保のあり方や計画的かつ効果的・効率的な事業手法をとりまとめた公営企業向けガイドラインを策定するものである。

各公営企業が策定されたガイドラインに沿った経営戦略を構築することで、①安定的な公営企業サービスの提供、更には、②適切な更新投資需要を引き出すことによる経済の活性化などの効果が見込まれる。

【平成25年度予算額】 39百万円

25

＜ガイドライン策定に向けた3つの視点＞

1 公営企業ストックマネジメントの推進

○所要財源額を把握しつつ、建替・維持補修・解体廃棄を総合的に捉えたストックマネジメントに取り組むことが急務。

2 新地方公営企業会計制度の活用

○公営企業の経営状態の明確化に資する新地方公営企業会計制度を活用し、経営課題の的確な把握・分析を行うことが必要。

3 民間的経営手法の研究・活用

○厳しい財政状況下でサービス水準の維持・向上を図るためには、創意工夫を活かした民間的経営手法を活用する余地が大。

インフラ更新時代における経営戦略構築ガイドラインの策定

第三セクター等の抜本的改革の取組状況等

財政的支援を行っている2,071法人

(H24.7.31現在・「第三セクター等の抜本的改革に係る取組状況に関する自己チェックリスト」より)

現状	計	財政リスク等を含 めて議会等に説明 済み	現状を議会等に説 明済み（財政リス クは説明せず）	議会等に対して特 段の説明を行わず	その他
①抜本的改革実施（実施予 定）	280	138	108	32	2
	13.5%				
②存続方針（財政的リスク対 応可能）	707	178	436	90	3
	34.1%				
③存続方針（財政的リスク対 応困難・財政的リスク不明）	68	1	53	13	1
	3.3%				
④方針未定（検討中・未着手 等）	1,016	45	666	297	8
	49.1%				
計	2,071	362	1,263	432	14
	100.0%	17.5%	61.0%	20.9%	0.7%

※ 「財政的支援を行っている法人」とは、地方公共団体が貸付（長期・短期）、損失補償・債務保証を行っている第三セクター等及びすべての地方三公社である。

※ 複数の地方公共団体が財政的支援を行っている法人については、重複して計上している。

抜本的改革に際しての主なチェックポイント

1. 採算性の判断 以下のものは原則として採算性のないものと判断することが適当

- ① 損失補償を行っている第三セクター等(地方道路公社・土地開発公社を除く。)で、損失補償債務等負担見込額の算定基準における標準評価方式において損失補償債務がB～Eと評価されたもの、又は個別評価方式においてその算入割合が30%以上とされたもの。
⇒ 地方公共団体自身が将来の負担になり得ることを認定したものであることに留意。
- ② 損失補償を行っていない第三セクター等(地方道路公社・土地開発公社を除く。)で、次のいずれかに該当するもの。
 - ア 経常収支が赤字のもの(地方公共団体からの財政援助を控除の上で判断)
 - イ 債務超過であるもの(資産の含み損を反映の上で判断)
 - ウ 債務の元利償還の10%以上を地方公共団体からの補助金又は実質的な新規貸付金等の財政支援に依存しているもの
- ③ 地方道路公社
料金収入が管理運営費(借入金利息を含む。)に満たない不採算路線を有するもの。
- ④ 土地開発公社
債務保証又は損失補償を付した借入金によって取得された土地で保有期間が5年以上であるものを保有しているもの、又は保有している資産を時価評価等した場合に実質的に債務超過であると認められるもの。

(「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」(H21.6.23付け自治財政局長通知))

2. 事業手法選択の際の留意点

各事業手法(指定管理者、PFI等)に係る特性を勘案した上での適切な事業手法の選択(公的部門の費用負担の度合い、経営の裁量の度合い、公的部門に係る赤字負担リスク及び公的部門のガバナンスの度合い等を勘案)

(「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」(H21.6.23付け自治財政局長通知))

3. 第三セクター等による運営の場合の留意点(存続を決定した場合)

損失補償を行わない経営の確保

- 新たな損失補償は行わない
- 既存の損失補償も可能な限り解消

⇒ 民間的活力手法の導入、プロジェクト・ファイナンス方式の資金調達を検討

(「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」(H21.6.23付け自治財政局長通知))

4. 地方公共団体にとって財政負担となる可能性がある金額の認識

- ① 第三セクター等の経営破たん時(破たんした年度)に財源を要する可能性があるもの
 - 債務保証・損失補償の額(資産を保有していても破たん時に正当な価格で売却できないリスクを考慮)
 - 短期貸付金

※標準財政規模に対する比率が実質赤字比率の早期健全化基準以上の法人等は財政的リスクが高いものとして重点的取組が必要

- ② 第三セクター等の経営破たん時等に放棄することとなる可能性があるもの
 - 出資金
 - 長期貸付金
- ③ 将来的に地方公共団体の負担が拡大する可能性があるもの
 - 毎年度の赤字額
 - 金利上昇に伴う借入金の増大
 - 資産価値の下落

第三セクター等破たん時の財政リスクの認識方法

1. 債権・出資金の放棄額

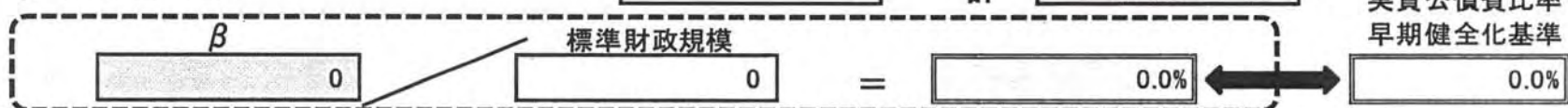
地方公共団体にとって当該年度の財源は不要であるが資産が減少するものである。

① 長期貸付金	0	
② 出資金	0	計 0 α

2. 当該年度に財源を要する財政的リスク

破たん時(破たん年度)に地方公共団体が負担する可能性がある財政的リスクである。

① 損失補償・債務保証	0	
② 短期貸付金	0	計 0 β



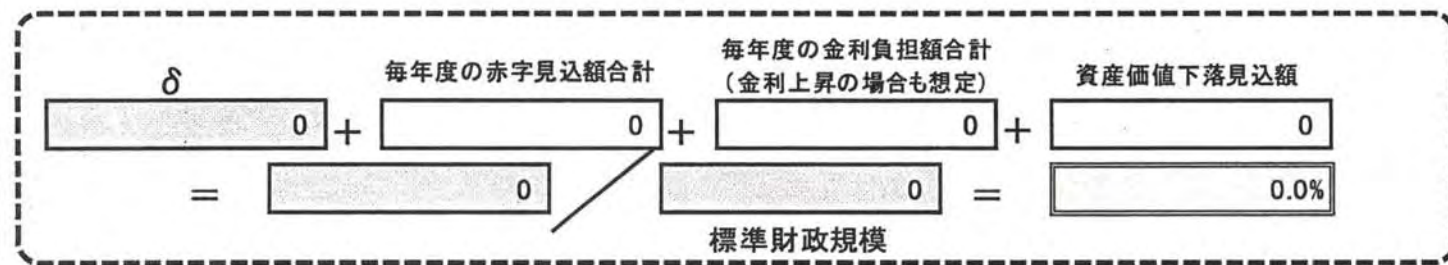
3. 財源が手当てできない可能性がある財政的リスク

上記 β から財源として充当可能なものを控除したもの。地方公共団体にとって実質赤字額となる可能性があるものである。

① 第三セクター等の弁済可能額(※)	0	
② 地方公共団体の財政調整基金額	0	計 0 γ

4. 将来的なリスクを見込んだ財政的リスク

将来的に地方公共団体の負担が増加する可能性があるものを見込んだ財政的リスク。



(「第三セクター等の抜本的改革に係る取組状況等について」平成24年12月10日付け総務省公営企業課事務連絡)

第三セクター等改革推進債の実績①

(1) 団体区分別実績(平成24年度第2次分は同意等予定額)

(単位: 件、億円)

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		計	
	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額
都道府県・指定都市	2	228	9	937	7	508	6	674	24	2,347
市町村	10	156	22	646	16	414	32	1,151	80	2,367
計	12	384	31	1,583	23	922	38	1,824	104	4,714

(2) 手法別実績(平成24年度第2次分は同意等予定額)

(単位: 件、億円)

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		計	
	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額
解散・廃止・破産	6	126	23	1,223	13	534	30	1,233	72	3,117
特別清算・清算計画等	1	18	3	102	2	115	5	148	11	382
廃止(独法化等)	4	76	3	89	6	192	0	0	13	357
再生・更生・特定調停	1	164	0	0	1	52	2	268	4	485
事業再生ADR	0	0	1	125	1	29	0	0	2	154
一部廃止	0	0	1	44	0	0	1	175	2	219
計	12	384	31	1,583	23	922	38	1,824	104	4,714

※ 「解散・廃止・破産」は公社の解散、公営企業の廃止、三セク等の破産により事業を終了させるものであり、破産・清算した三セク等の事業・資産等の売却・譲渡や、廃止・解散した公営企業・公社の資産等を地方公共団体や別法人が引き継ぐものも含む。

※ 「廃止(独法化等)」は、公営企業について、別法人に事業を引き継がせることを前提として廃止したものであり、現時点ではすべてが病院である。【参考 病院事業を引き継いだ者の内訳: 地方独立行政法人 30,269.1百万円・8件、広域連合 3,245.0百万円・4件、民間(医療法人) 2,191.0百万円・1件】

※ 「一部廃止」は、土地開発公社の業務の一部のみを廃止したものである。

第三セクター等改革推進債の実績②

(3) 対象法人区分別実績(平成24年度第2次分は同意等予定額)

(単位:件、億円)

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		計	
	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額
公営企業	10	203	7	123	9	500	3	68	29	894
うち病院	5	108	3	89	6	192	1	44	15	433
うち土地	5	94	4	34	1	238	1	17	11	383
公社	0	0	17	1,126	8	159	29	1,607	54	2,893
うち土地開発公社	0	0	16	746	6	130	27	1,339	49	2,215
うち地方道路公社	0	0	0	0	2	29	0	0	2	29
うち住宅供給公社	0	0	1	381	0	0	2	268	3	649
三セク等	2	182	7	334	6	263	6	149	21	927
うち農林分野	0	0	2	99	1	52	0	0	3	152
うち住宅分野	0	0	2	96	1	29	0	0	3	125
うち観光分野	1	18	1	2	2	66	1	2	5	88
うち不動産分野	1	164	0	0	1	109	3	29	5	302
計	12	384	31	1,583	23	922	38	1,824	104	4,714

※「公社」は地方道路公社・土地開発公社・地方住宅供給公社であり、「三セク等」はそれ以外の法人である。

※「公営企業」のうち「土地」は宅地・工業用地等の開発・造成・区画整理等を行うために設置された公営企業である。

※「三セク等」のうち「農林」は森林や農地の整備を主要業務とする法人であり、所謂「森林公社」「農地公社」が該当する。「住宅」は宅地や住宅の整備を主要業務とする法人が該当する。

※「観光」は観光施設の整備・管理を主要業務とする法人である。「不動産」は商工業用の土地・建物の整備・維持管理を主要業務とする法人である。

第三セクター等改革推進債の実績③

(4) 償還年数別実績(平成24年度第2次分は同意等予定額)

(単位:件、億円)

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		計	
	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額
10年未満	1	2	1	2	0	0	1	2	3	6
10年	9	284	19	604	16	442	22	651	66	1,980
15年	1	32	6	557	4	176	5	221	16	987
20年	0	0	2	172	1	238	8	805	11	1,214
25年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30年	1	66	3	249	2	66	2	146	8	527
計	12	384	31	1,583	23	922	38	1,824	104	4,714

※ 据置期間を設定しているものを含む。

※ (1)～(4)の各表においては、各年度・各項目ごとに四捨五入を行っているため、各年度・各項目の合計値と「計」欄の数値が一致しないことがある。

<参考：第三セクター等の抜本的改革に係る情報提供等>

○総務省内に「第三セクター等改革相談窓口」を設置し第三セクター等の抜本的改革に係る質問・相談に対応

○総務省ホームページ等において抜本的改革に係る先進事例や第三セクター等改革推進債活用事例を紹介
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei/02zaisei06_03000041.html

土地開発公社の抜本的改革について

「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」(平成21年6月23日付け自治財政局長通知)を踏まえ、「土地開発公社の抜本的改革について」(平成21年8月26日付け地域振興室長通知)を地方公共団体に発出

業務運営の見直し

- ・ 原則としてすべての公社について検討を行った上で抜本的改革を集中的かつ積極的に行う
- ・ 公社を通じた土地取得の必要性の整理
→ 必要性が認められない場合は業務の一部廃止、公社の解散を検討
- ・ 保有土地の処分計画の作成、特定土地の把握及び処分の推進

存 続

○用地取得業務のあり方

- ・ 明確な買取りの見通しをもった土地取得の徹底
- ・ 工業用地等の造成事業については、事業の見通しを慎重に検討
- ・ その他適切な運営の徹底

○経営状況の適切な把握

- ・ 特定土地・2号業務に係る土地の強制評価減

業務の一部廃止

解 散

第三セクター等改革推進債の活用が可能

公社の解散又は業務の一部廃止を行う場合に必要となる地方公共団体が債務保証等をしている公社借入金の償還に要する経費(短期貸付金の整理に要する経費を含む)が対象。平成25年度までの時限措置。

- ・ 借入先の金融機関等との十分な協議
- ・ 公社借入金の償還により地方公共団体が弁済を受けることができない債権を得る場合は、債権を放棄(業務の一部廃止の場合も債権放棄が望ましい)

○業務の一部廃止の場合

- ・ 1号業務の場合は特定土地を含む業務の細目毎、2号業務の場合は全体を廃止
- ・ 廃止する業務に係る定款の規定を削除

○必要書類: 三セク債許可申請に必要な書類に加え以下の書類を提出

- ・ 土地処分計画、解散又は定款変更に係る設立団体の議会の議決証明書

経営の抜本的な健全化を図る必要がある土地開発公社の設立・出資団体にあつては、早急に第三セクター等改革推進債や第3次土地開発公社経営健全化対策の活用を視野に検討を行い、先送りすることなく当該土地開発公社の抜本的改革に取り組むことが求められる。

地方公営企業会計制度の見直しについて

1. 概要

「地方公営企業会計制度等研究会報告書（平成 21 年 12 月）」の提言を踏まえ、企業会計原則の考え方を大幅に取り入れるとともに、透明性の向上と自己責任の拡大を図る観点から、地方公営企業会計制度の見直しを進めている。

2. 地方公営企業会計制度の見直しの内容

- (1) 資本制度の見直し
 - ・ 法定積立義務の廃止
 - ・ 減資制度の創設 など
- (2) 会計基準の見直し
 - ・ 借入資本金の見直し（建設改良費に充てた企業債等を負債に計上）
 - ・ 補助金等により取得した固定資産の償却制度等の見直し
 - ・ 退職給付引当金等の引当て義務化 など
- (3) 財務規定等の適用範囲の拡大

3. 地方公営企業会計基準の改正への対応

平成 26 年度予算から全面適用される新地方公営企業会計基準への対応に要する経費について、平成 25 年度の地方財政計画に以下のとおり所要額を確保するとともに、地方公共団体の要望を踏まえ平成 25 年度地方債計画に所要額を計上している。

- | | |
|------------------|---------|
| ・平成 25 年度公営企業繰出金 | 25 億円程度 |
|------------------|---------|

4. スケジュール

- 資本制度の見直し

第 1 次一括法による地方公営企業法の改正により、平成 24 年 4 月 1 日から既に適用されている。
- 会計基準の見直し

関係政省令の改正等を行い、平成 24 年 2 月 1 日から施行済。
平成 26 年度予算及び決算から適用（早期適用も可能）。
- 財務規定等の適用範囲の拡大

地方公共団体等と十分に意見交換を行い、引き続き検討を進める。

5. 新地方公営企業会計基準への対応に当たっての留意点

(1) 実務的な準備作業期間

新会計基準の全面適用は平成 26 年度予算からであるが、新会計基準に基づき適切な予算編成を行うためには、実務的な準備作業は平成 26 年度予算編成開始までに概ね終えておくことが望まれる。

(2) 組織的・計画的な対応の必要性

新会計基準への移行には、次のような質の異なる多様な業務が必要となる。

- ・資産と財源の状況を過去に遡って確認する労力を要する業務
- ・算定・計上方法の検討やシステム改修など会計に関する専門的業務
- ・一般会計との負担ルールの明確化など調整的業務
- ・規程・マニュアル整備など法制的業務
- ・財務諸表の分析、説明方法の検討、新対策の検討など戦略的業務 等

これらの業務を平成 26 年度予算編成開始までに実施するためには、経営陣のリーダーシップのもと、組織的かつ計画的に対応することが不可欠である。組織横断的に体制を整備し、適切な役割分担と連携により、準備を進めることが求められる。

(3) 新会計基準に基づく財務諸表を活用した経営計画の見直し

新会計基準に基づく財務諸表の活用により、これまで以上に公営企業の経営成績、財政状態が的確に把握できることから、より適切な経営方針の策定が可能となる。安定的な公営企業サービスの提供に資するよう、これまでの経営計画の見直しの検討が望まれる。

(4) 財政担当部局との関連事項

① 新会計基準への対応に要する経費の予算措置

会計システムの改修・資産評価等に関する早期の予算措置が必要。

② 一般会計と公営企業会計の負担ルールの明確化

建設改良企業債等の償還に対する一般会計からの繰入金や退職給付引当金の計上について、一般会計と公営企業会計の負担ルールの明確化が必要。

③ 各会計間の調整

必要に応じ、予算統一の原則の観点から、各公営企業における会計上の取扱いの調整や一般会計と公営企業会計との調整等を図る必要。

企業経営・企業会計に係る人材育成について

1. 必要性

以下の理由から、国・地方が協力して、今後の公営企業経営や企業会計方式に対応できる人材の育成を強化していく必要がある。

- ① インフラ更新への対応と財務の健全性の維持を両立しながら、持続的サービスを行っていくことができる公営企業経営が必要
- ② 新地方公営企業会計基準に基づく会計処理やそれを活用した経営戦略の策定等が必要
- ③ 法非適企業でも、財務規定等の任意適用への積極的取組が必要。国では、法適用範囲を拡大する方向で検討
- ④ 一般行政部門でも、より正確な財務書類の作成、適切な資産管理と更新投資、経営感覚ある施策展開が重要

2. 国における取組み

- ① 体制強化
 - ・ 公営企業課に経営企画係（予定）を新設し、人材育成の強化に取り組む方針
- ② 全国的研修機関等での研修の充実
 - ・ 市町村アカデミー、全国市町村国際文化研修所において、「新時代の地方公営企業の経営」というテーマの講習を新設（講習内容）
 - （ア）地方公営企業会計基準の見直しについて
 - （イ）新地方公営企業会計基準による財務諸表作成演習
 - （ウ）財務諸表を活用した経営分析について
 - （エ）ストックマネジメントと民間的経営手法について
 - （オ）公営企業施設ストックマネジメント先進事例の紹介
 - ・ その他の全国的組織に要請し、経営・会計に関する研修を充実

3. 地方における取組み（例）

- ① 企業経営・企業会計に関する研修の充実
- ② 都道府県における助言体制の強化
- ③ 企業経営・企業会計に対応できる人材の育成・配置に配慮した人事運営
- ④ 地方公共団体間の協力による人材育成
 - ・ ノウハウを有する地方公共団体職員等が参加した広域的勉強会の実施
 - ・ ノウハウを有する地方公共団体との人事交流 など

<参考>

民間的経営手法等の取組の紹介

地方公営企業における民間的経営手法等の取組事例の紹介

創意工夫を活かした民間的経営手法の活用の事例を総務省ホームページで紹介しています。

<掲載ページ>

総務省トップ > 政策 > 地方行財政 > 地方公営企業等 > 公営企業の経営
「民間的経営手法の活用」

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_ryui.html

<掲載資料>

- ・ 地方公営企業における民間的経営手法等の取組事例集
(平成24年10月)
※ 次ページ以降で、目次を紹介しています。
- ・ 水道事業における民間的経営手法の導入に関する調査研究報告書
(平成18年3月)

自治体水道事業の海外展開及び官民連携の取組事例の紹介

水道事業における海外展開及び官民連携の事例を総務省ホームページで紹介しています。

<掲載ページ>

総務省トップ > 政策 > 地方行財政 > 公営企業の各事業 「水道事業」

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/02zaisei06_03000052.html

<掲載資料>

- ・ 自治体水道事業の海外展開及び官民連携の取組事例
(平成25年2月)
- ・ 地方自治体水道事業の海外展開検討チーム中間とりまとめ
(平成22年5月)

地方公営企業における 民間的経営手法等の 取組事例集

平成24年10月
総務省自治財政局公営企業課

目 次

○水道事業	
(事例1)東京都水道局金町浄水場常用発電PFIモデル事業	1
(事例2)横浜市水道局「浄水場再整備事業へのPFI導入」	2
(事例3)福島県三春町上下水道事業の地方公営企業法全部適用(企業会計制度・管理者制度の採用)及び第三者委託	3
(事例4)群馬県太田市浄水場維持管理業務委託	4
(事例5)滋賀県大津市企業局「修繕会社」を民間と共同設立	5
(事例6)広島県企業局「水道三セク会社に対する民間企業との共同出資」	6
(事例7)北九州市「隣接する水巻町との上水道事業統合」	8
(事例8)東京都水道局環境施策の推進	9
(事例9)東京都水道局「ABC分析」のモデル導入	10
(事例10)宮城県宮崎市上下水道局「簡易水道事業の法適化」	11
(事例11)阪神水道企業団による浄水池上部空間の有効活用	12
(事例12)川崎市上下水道局「マイクロ水力発電事業」	13
(事例13)名古屋市上下水道局「地下式給水栓」	14
(事例14)東京都、埼玉県、川崎市「非常時における水の相互融通」	15
(事例15)名古屋市上下水道局の「事業継続計画(地震対策編)」	16
(事例16)横浜市水道局における国際貢献及び海外展開	17
(事例17)東京都水道局の国際協力の取組	19
○自動車事業	
(事例18)京都市営バスにおける「管理の受委託」の実施	20
(事例19)広島県呉市営バスの民間譲渡(三セク債活用)	22
○鉄道事業	
(事例20)札幌市営地下鉄における外部委託	23
(事例21)北海道函館市電におけるネーミングライツの売却	24
○電気事業	
(事例22)高知県高岡町における売電収入を財源とした循環型まちづくりへの取り組み	25
(事例23)新潟県における発電事業用メガソーラーの設置	27

○ガス事業	
(事例24)群馬県藤岡市・高崎市ガス企業団の民間譲渡	28
○病院事業	
(事例25)宮城県黒川地域行政事務組合公立黒川病院の指定管理者制度導入	29
(事例26)山形県・酒田市の病院経営統合と地方独立行政法人制度導入	30
(事例27)山梨県石和町国民健康保険峡東病院の民間移譲	32
(事例28)名古屋市西部医療センター城西病院の民間譲渡(三セク債活用)	33
(事例29)山形県置賜地域における医療機能の再編・ネットワークの整備	34
(事例30)埼玉県病院事業の地方公営企業法全部適用(管理者制度の採用)	35
○下水道事業	
(事例31)横浜市環境創造局改良土プラント増設・運営PFI事業	37
(事例32)東京都下水道局森ヶ崎水処理センター常用発電施設PFI事業	38
(事例33)埼玉県嵐山町合併処理浄化槽設置PFI事業	39
(事例34)茨城県守谷市の下水道事業における包括的民間委託	40
(事例35)静岡市下水道事業の運営にかかるアセットマネジメント(AM)手法の導入	42
(事例36)岩手県紫波町「下水道事業の法適用化」	43
○その他	
(事例37)福井県鯖江市「PFI手法に基づく駐車場整備事業」	44

区 分 別 目 次

区分1 PFI事業	
(事例1)東京都水道局金町浄水場常用発電PFIモデル事業	1
(事例2)横浜市水道局「浄水場再整備事業へのPFI導入」	2
(事例31)横浜市環境創造局改良土プラント増設・運営PFI事業	37
(事例32)東京都下水道局森ヶ崎水処理センター常用発電施設PFI事業	38
(事例33)埼玉県嵐山町合併処理浄化槽設置PFI事業	39
(事例37)福井県鯖江市「PFI手法に基づく駐車場整備事業」	44
区分2 指定管理者制度	
(事例25)宮城県黒川地域行政事務組合公立黒川病院の指定管理者制度導入	29
区分3 独立行政法人制度	
(事例26)山形県・酒田市の病院経営統合と地方独立行政法人制度導入	30
区分4 民間委託	
(事例3)福島県三春町上下水道事業の地方公営企業法全部適用(企業会計制度・管理者制度の採用)及び第三者委託	3
(事例4)群馬県太田市浄水場維持管理業務委託	4
(事例18)京都市営バスにおける「管理の受委託」の実施	20
(事例20)札幌市営地下鉄における外部委託	23
(事例34)茨城県守谷市の下水道事業における包括的民間委託	42
区分5 民間譲渡	
(事例19)広島県呉市営バスの民間譲渡(三セク債活用)	22
(事例24)群馬県藤岡市・高崎市ガス企業団の民間譲渡	28
(事例27)山梨県石和町国民健康保険峡東病院の民間移譲	32
(事例28)名古屋市西部医療センター城西病院の民間譲渡(三セク債活用)	33
区分6 民間企業との共同出資	
(事例5)滋賀県大津市企業局「修繕会社」を民間と共同設立	5
(事例6)広島県企業局「水道三セク会社」に対する民間企業との共同出資	6
区分7 広域化等の推進	

(事例7)北九州市「隣接する水巻町との上水道事業統合」	8
(事例29)山形県置賜地域における医療機能の再編・ネットワークの整備	34

区分8 新たな経営手法の導入	
(事例8)東京都水道局環境施策の推進	9
(事例9)東京都水道局「ABC分析」のモデル導入	10
(事例36)静岡市下水道事業の運営にかかるアセットマネジメント(AM)手法の導入	43

区分9 法適化	
(事例10)宮崎県宮崎市上下水道局「簡易水道事業の法適化」	11
(事例30)埼玉県病院事業の地方公営企業法全部適用(管理者制度の採用)	35
(事例35)岩手県紫波町「下水道事業の法適化」	42

区分10 資産の有効活用等	
(事例11)阪神水道企業団による浄水池上部空間の有効活用	12
(事例21)北海道函館市電におけるネーミングライツの売却	24
(事例31)横浜市環境創造局改良土プラント増設・運営PFI事業(再掲)	37
(事例32)東京都下水道局森ヶ崎水処理センター常用発電施設PFI事業(再掲)	38

区分11 新技術の活用	
(事例12)川崎市上下水道局「マイクロ水力発電事業」	13
(事例22)高知県橋原町における売電収入を財源とした循環型まちづくりへの取り組み	25
(事例23)新潟県における発電事業用メガソーラーの設置	27

区分12 防災対策の充実	
(事例13)名古屋市上下水道局「地下式給水栓」	14
(事例14)東京都、埼玉県、川崎市「非常時における水の相互融通」	15
(事例15)名古屋市上下水道局の「事業継続計画(地震対策編)」	16

区分13 国際交流・海外展開	
(事例16)横浜市水道局における国際貢献及び海外展開	17
(事例17)東京都水道局の国際協力の取組	19

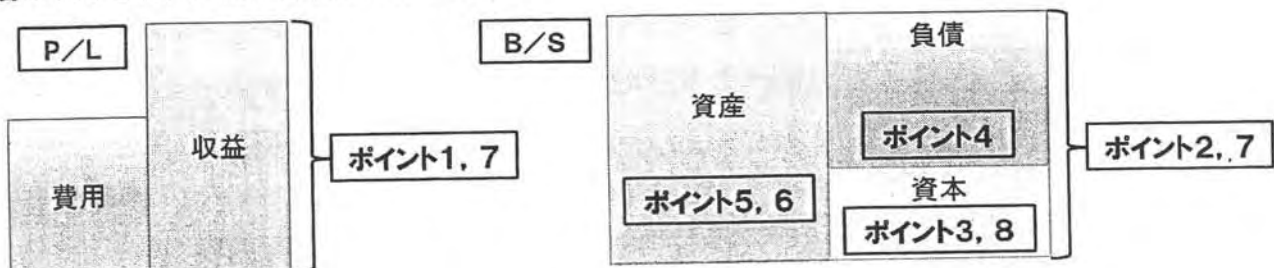
地方公営企業会計制度見直し後の 財務諸表のとらえ方のポイント

平成24年8月
総務省自治財政局公営企業課

財務諸表のとらえ方のポイント

- (ポイント1) 真の損益構造が明らかになる
- (ポイント2) 資本より負債が大きくなる
- (ポイント3) 移行処理時に利益剰余金が増加する
- (ポイント4) 公営企業の負担範囲(⇔公費負担範囲)が明らかになる
- (ポイント5) 真の資産状況が明らかになる
- (ポイント6) 料金徴収率が明らかになる
- (ポイント7) 部門別の経営状況が明らかになる
- (ポイント8) 剰余金や資本金の処分を自ら決定できるようになる

【各ポイントと変化が現れる財務諸表上の項目】



(ポイント1) 真の損益構造が明らかになる

- 本来認識しなければならない収益・費用を、発生時点ですべて計上することにより、真の損益構造が明らかになる。
- 建設改良のための補助金等・一般会計繰入金を収益(長期前受金戻入)としてカウント → 収益の増加要因に。
- 退職給付引当金や賞与引当金、貸倒引当金、たな卸資産評価損、減損損失の計上により、短期的には費用が増加するが、これらは発生主義の徹底により前倒して計上されるもので、長期的には損益に対して中立的。

改正前のP/L		改正後のP/L	
営業収益 〇〇〇		営業収益 〇〇〇	
営業費用 〇〇〇		営業費用 〇〇〇	
...		...	
減価償却費 〇〇〇		減価償却費 〇〇〇	← これまで「みなし償却」を行っていた事業については、減価償却費が増加。
賞与(※当年度4-11月分) 〇〇〇		賞与(※当年度4-11月分) 〇〇〇	
賞与(※前年度12-3月分) 〇〇〇		賞与引当金繰入額(※当年度12-3月分) 〇〇〇	← 引当金はいずれも、将来発生する可能性が高い費用を現時点で計上するもの(これまでは支払や損失確定のタイミングでP/Lに費用計上)。
退職給与金 〇〇〇		退職給付引当金繰入額(※前年度分) 〇〇〇	
...		賞与引当金繰入額 〇〇〇	
営業利益 〇〇〇		営業利益 〇〇〇	
営業外収益 〇〇〇		営業外収益 〇〇〇	
...		...	
営業外費用 〇〇〇		長期前受金戻入 〇〇〇	← 長期前受金戻入の計上により、収益が増加。
経常利益 〇〇〇		一般会計繰入金 〇〇〇	← 一般会計繰入金 → 収益分が純増。
特別利益 〇〇〇		経常利益 〇〇〇	← 補助金等 → これまで「みなし償却」を行っていた事業については、減価償却費増加分と相殺。
特別損失 〇〇〇		特別利益 〇〇〇	
貸倒損失 〇〇〇		特別損失 〇〇〇	
...		...	
...		たな卸資産評価損 〇〇〇	← 資産価値の減少により将来費用・損失が発生する可能性が高い場合に、現時点で費用・損失発生見込み分を計上するもの。
...		減損損失 〇〇〇	
...		退職給付引当金繰入額(※発行処理分) 〇〇〇	
当年度純利益 〇〇〇		当年度純利益 〇〇〇	

※明らかになった真の損益構造をもとに、以下のポイント等を検証・検討することが重要。

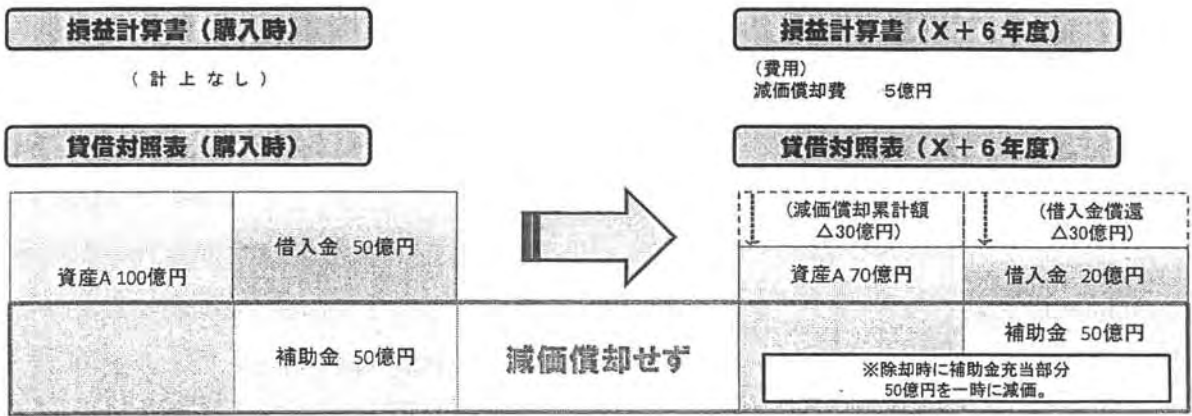
- (1) 赤字構造か黒字構造か
- (2) どの程度公的支援に依存しているか
- (3) 費用縮減できる項目はないか
- (4) 適切な料金水準はどの程度か

(今回廃止) 補助金等により取得した固定資産についての減価償却の特例 (いわゆる「みなし償却」制度)

- 補助金等により取得した固定資産の減価償却の際には、購入価額から補助金等充当額を控除した額を帳簿価額とみなし、補助金等未充当部分についてのみ減価償却を行う制度。
- この制度は、補助金等を充当して取得した固定資産の補助金等相当額は、減価償却を行って当該減価償却費を料金原価に算入することが適当でないことを踏まえ、創設されたものである。

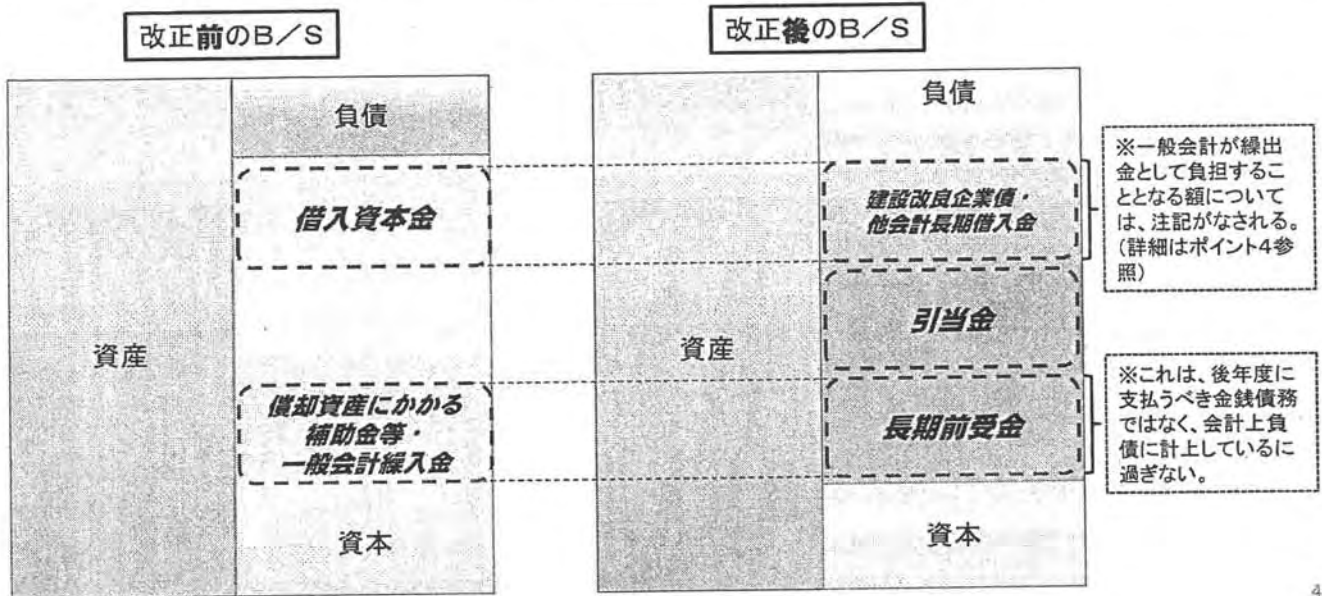
【設例】

X年度末に補助金50億円及び企業債50億円をもとに100億円の資産A(耐用年数10年、残存価額0円)を購入した場合において、当該資産Aを定額法により償却するケース → 帳簿原価50億円(=100億円-50億円)とみなし、減価償却していく。



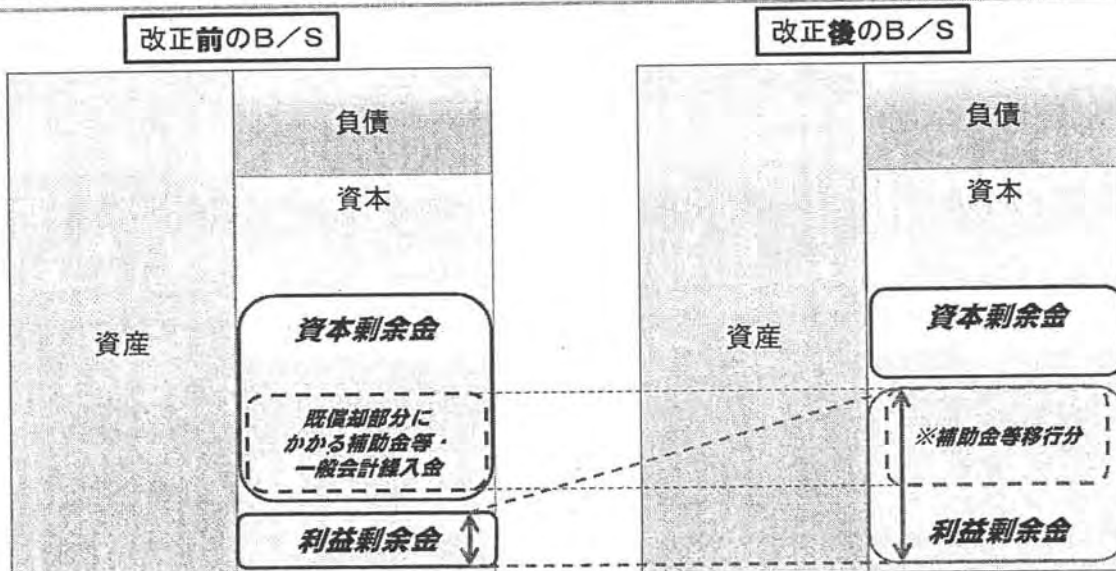
(ポイント2) 資本より負債が大きくなる

- 建設改良のための借入金(借入資本金)の計上区分を変更 資本金から負債へ
- 引当金の計上義務化(退職給付引当金、賞与引当金等) 負債が増加
- 償却資産に係る補助金等・一般会計繰入金の計上区分を変更 資本剰余金から負債(繰延収益)へ
※ただし、負債のうち必ずしも全てが公営企業の実質的負担を意味するものではないことに注意する必要がある。



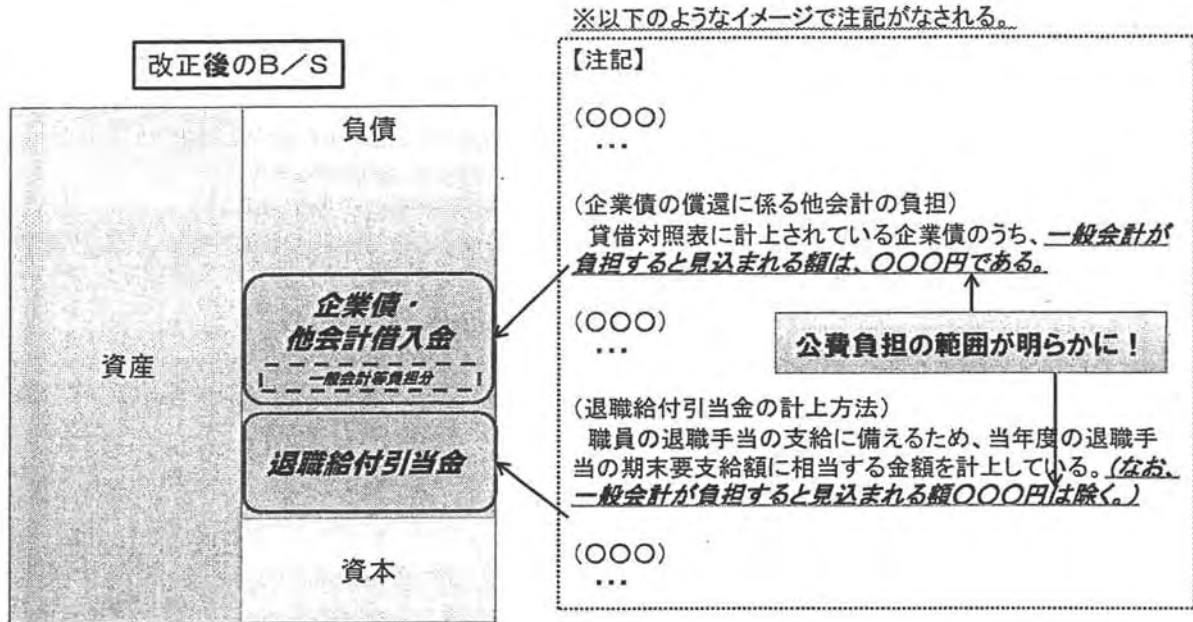
(ポイント3) 移行処理時に利益剰余金が増加する

- 建設改良のための補助金等・一般会計繰入金を収益としてカウント
→ 「みなし償却」を行っていない場合は、過去の減価償却に見合う補助金等分が移行処理時に利益剰余金に!
※移行処理後も、減債積立金等の取崩し分の利益剰余金計上により、増加しやすくなる。(組入資本金制度の廃止)
- 増加した利益剰余金については、まず累積欠損金の処理に充て、その上で残余がある場合は、次のような取扱いが考えられる。
 - ・新会計基準の導入に伴い発生する費用(退職給付引当金、繰延勘定の解消、評価損の補填等)への充当
 - ・長期的な経営の視点を踏まえた取扱い ~ 積立金への積立て(更新投資の財源等)など



(ポイント4) 公営企業の負担範囲(⇔公費負担範囲)が明らかになる

- 公営企業の負債について、料金で負担すべき部分と税金で負担する部分の区別が求められる。
 - その結果、公営企業の負担範囲(料金で負担すべき部分)が明らかになる。
- ※ この区別のためには、一般会計等の財政担当部局等との調整が必須



6

(ポイント5) 真の資産状況が明らかになる

- 固定資産の価値を明らかに → 償却資産はすべて毎年度減価償却(「みなし償却」制度廃止)
 - ⇒ 帳簿価額に対する償却割合が明確になり、
今後の更新投資等の検討材料になる
 - 将来得られるであろう収入を算出し、適正な価額に(減損損失)
- 債権(料金<未収金>)の価値を明らかに → 貸倒実績率等を踏まえた価額に(貸倒引当金)
- たな卸資産(販売用土地等)の価値を明らかに → 時価<簿価のときは時価に(低価法)

改正前のB/S	改正後のB/S																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">資産</td> <td style="width: 70%; text-align: center;">負債</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">固定資産 100,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">減価償却累計額 Δ20,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">未収金 10,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">たな卸資産 20,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">資本</td> <td></td> </tr> </table>	資産	負債	固定資産 100,000		減価償却累計額 Δ20,000		未収金 10,000		たな卸資産 20,000		資本		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">資産</td> <td style="width: 70%; text-align: center;">負債</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">固定資産 95,000 <small>(※減損損失計上による減少分 Δ5,000)</small></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">減価償却累計額 Δ30,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">未収金 10,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">貸倒引当金 Δ500</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">たな卸資産 19,000 <small>(※低価法による1,000)</small></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">資本</td> <td></td> </tr> </table>	資産	負債	固定資産 95,000 <small>(※減損損失計上による減少分 Δ5,000)</small>		減価償却累計額 Δ30,000		未収金 10,000		貸倒引当金 Δ500		たな卸資産 19,000 <small>(※低価法による1,000)</small>		資本	
資産	負債																										
固定資産 100,000																											
減価償却累計額 Δ20,000																											
未収金 10,000																											
たな卸資産 20,000																											
資本																											
資産	負債																										
固定資産 95,000 <small>(※減損損失計上による減少分 Δ5,000)</small>																											
減価償却累計額 Δ30,000																											
未収金 10,000																											
貸倒引当金 Δ500																											
たな卸資産 19,000 <small>(※低価法による1,000)</small>																											
資本																											
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> この場合、実際の償却割合が30%(=30,000/100,000)であることが明らかになる。 </div>																											

7

(ポイント6)料金徴収率が明らかになる

- 未収金については、将来において回収不能と見込まれる額について、その金額の表示が義務付けられることになる(貸倒引当金の計上義務化)。
- この額は、これまでに料金徴収できなかった実績(貸倒実績率)等に基づいて算定されるため、料金徴収が不可能となった額の実態や将来の見込みを示すことになる。
- このことにより、今後は債権管理のあり方が問われてくる。

改正後の流動資産のイメージ

<資産の部>

流動資産

...	〇〇〇
...	〇〇〇
未収金	10,000
貸倒引当金	△ 500
...	〇〇〇
...	〇〇〇

- ・将来料金徴収が不可能となりうる額=500
- ・過去においてどれほど料金徴収ができなかったかを示す率=5% (500/10,000)

8

(ポイント7)部門別の経営状況が明らかになる

- 部門別の経営状況を明らかに → セグメント情報の開示
- これにより、公営企業全体のうち、どの部門が主力として利益を上げているか、どの部門にてこ入れが必要になるのか、といった情報が明らかになり、今後、より具体的な経営方針を立てる手助けとなる。

全事業		セグメント別
	【A部門】	【B部門】
【損益計算書】	【損益計算書】	【損益計算書】
営業収益 100,000	営業収益 80,000	営業収益 20,000
営業費用 90,000	営業費用 71,000	営業費用 19,000
営業利益 10,000	営業利益 9,000	営業利益 1,000
経常利益 5,000	経常利益 6,000	経常利益 △1,000
当年度純利益 2,000	当年度純利益 4,000	当年度純利益 △2,000
【貸借対照表】	【貸借対照表】	【貸借対照表】
資産 1,000,000	資産 800,000	資産 200,000
負債 800,000	負債 500,000	負債 300,000
資本 200,000	資本 300,000	資本 △100,000

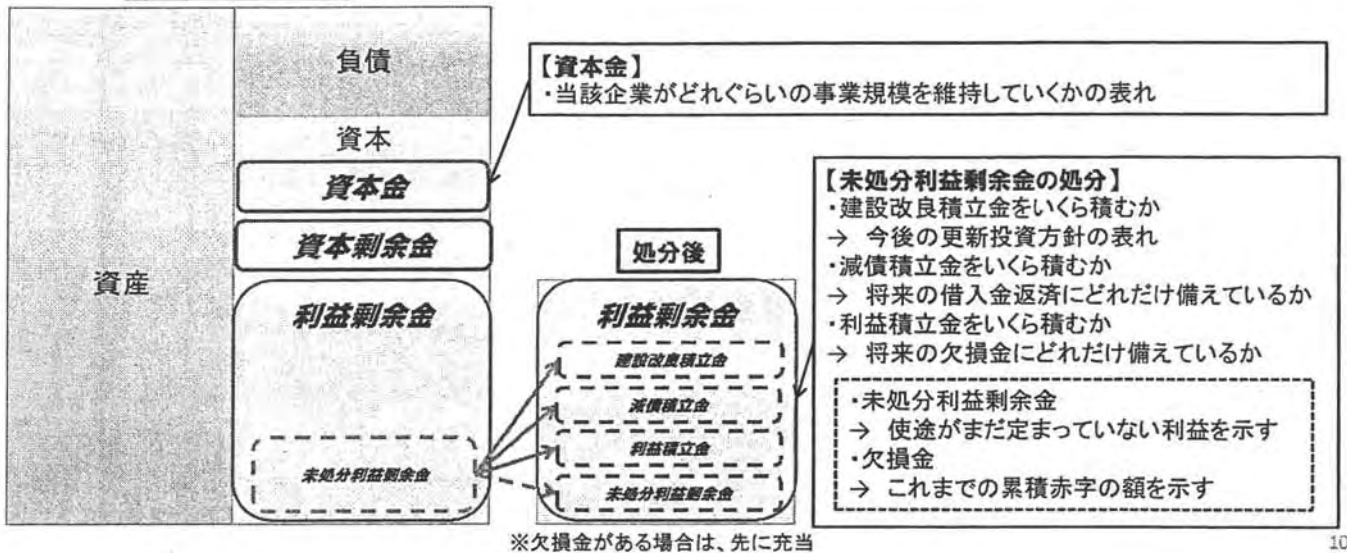
- 上記のようなケースの場合、収益、事業規模の観点から、A部門が当該公営企業の主力であることが分かる。
- B部門については経常赤字・債務超過となっており、強力な経営改善策の必要性が明らかになる。

9

(ポイント8) 剰余金や資本金の処分を自ら決定できるようになる

- 法律等により制約されていた剰余金や資本金の処分が、議会の関与の下でそれぞれの公営企業自らの経営判断により決定することが可能となった。
- 剰余金や資本金の取扱いは、将来に向けた経営方針を反映。事業継続・拡張→財務基盤の確保・拡充、事業縮小→減資も選択肢、のように経営方針に応じた検討・取扱いが可能となる。
- 資本金や資本剰余金を処分して欠損金を埋めることはできるが、経営方針との整合性に配慮が必要。

資本の部の構成



10

貸借対照表への影響のまとめ

ポイント	資産	負債・資本
① 真の損益構造が明らかになる	-	-
② 資本より負債が大きくなる	-	固定負債↑流動負債↑ (建設改良企業債・他会計長期借入金、引当金) 繰延収益↑(長期前受金) 資本金↓(借入資本金) 資本剰余金↓(補助金等・一般会計繰入金)
③ 移行処理時に利益剰余金が増加する	-	資本剰余金↓(補助金等・一般会計繰入金) 利益剰余金↑
④ 公営企業の負担範囲が明確になる	-	※公費負担の範囲について注記がなされる
⑤ 真の資産状況が明らかになる	固定資産↓(減損損失、減価償却(みなし償却の廃止)) 流動資産↓(貸倒引当金、たな卸資産評価損)	利益剰余金↓
⑥ 料金徴収率が明らかになる	流動資産↓(貸倒引当金)	利益剰余金↓
⑦ 部門別の経営状況が分かるようになる	※部門別の貸借対照表が作成される(セグメント情報)	
⑧ 剰余金や資本金の処分を自ら決定できるようになる	-	※各公営企業の経営方針により、資本の部の内訳が変化
⑨ ※その他見直し項目	固定資産↑(リース債権)、繰延勘定↓(廃止)	固定負債↑流動負債↑(リース債務)

【見直し前】

【見直し後】

項目	見直し前	見直し後
固定資産	固定負債 流動負債	固定負債 ②↑⑨↑ 流動負債 ②↑⑨↑
流動資産	資本金 資本剰余金	繰延収益 ②↑ 資本金 ②↓ 資本剰余金 ②↓③↓
繰延勘定	利益剰余金	利益剰余金 ③↑⑤↓⑥↓ ※繰延勘定廃止⑨↓

みなし償却資産の既償却相当分を減額等

11

貸借対照表への影響は？（A市水道事業の場合）

- 「みなし償却」制度の廃止により固定資産が減少(△8.2%)
- 建設改良のための借金(借入資本金)の計上方法の変更等により、資本:負債の比率が激変！
(資本:負債=98:2から33:67へ)
- ただし、実質的には負債とは言えない繰延収益が含まれ、企業債にも一部一般会計負担があることに留意する必要がある。

【設例】平成26年度から新会計基準を適用した場合(「みなし償却」適用事業)

(単位:百万円)

【平成25年度期末】	【平成26年度期末】																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">固定負債 717</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">流動負債 3,817</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">資本金 143,823</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">自己資本金 51,495</td> <td style="text-align: center;">借入資本金 92,327</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">資本剰余金 102,051</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">補助金等・一般会計繰入金 (未償却部分) 46,636</td> <td style="text-align: center;">補助金等(既償却部分) 20,047</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一般会計繰入金(既償却部分) 29,970</td> <td style="text-align: center;">その他 5,398</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">流動資産 12,880</td> <td style="text-align: center;">利益剰余金 8,378</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">総資産 258,786</td> <td></td> </tr> </table>	固定負債 717		流動負債 3,817		資本金 143,823		自己資本金 51,495	借入資本金 92,327	資本剰余金 102,051		補助金等・一般会計繰入金 (未償却部分) 46,636	補助金等(既償却部分) 20,047	一般会計繰入金(既償却部分) 29,970	その他 5,398	流動資産 12,880	利益剰余金 8,378	総資産 258,786		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">固定負債 92,183</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">企業債 +85,140</td> <td style="text-align: center;">退職給付引当金 +6,326</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">流動負債 11,226</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">繰延収益 46,636</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">資本金 51,495</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">資本剰余金 5,398</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">利益剰余金 31,801</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">貸倒引当金 △38</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">流動資産 12,842</td> <td style="text-align: center;">総資産 238,739</td> </tr> </table>	固定負債 92,183		企業債 +85,140	退職給付引当金 +6,326	流動負債 11,226		繰延収益 46,636		資本金 51,495		資本剰余金 5,398		利益剰余金 31,801		貸倒引当金 △38		流動資産 12,842	総資産 238,739
固定負債 717																																					
流動負債 3,817																																					
資本金 143,823																																					
自己資本金 51,495	借入資本金 92,327																																				
資本剰余金 102,051																																					
補助金等・一般会計繰入金 (未償却部分) 46,636	補助金等(既償却部分) 20,047																																				
一般会計繰入金(既償却部分) 29,970	その他 5,398																																				
流動資産 12,880	利益剰余金 8,378																																				
総資産 258,786																																					
固定負債 92,183																																					
企業債 +85,140	退職給付引当金 +6,326																																				
流動負債 11,226																																					
繰延収益 46,636																																					
資本金 51,495																																					
資本剰余金 5,398																																					
利益剰余金 31,801																																					
貸倒引当金 △38																																					
流動資産 12,842	総資産 238,739																																				

【注記】
 (企業債の償還に係る一般会計の負担)
 貸借対照表に計上されている企業債のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は、13,849百万円である。

(退職給付引当金の計上方法)
 職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。(なお、一般会計が負担すると見込まれる額506百万円は除く。)

企業債等 +7,187
 賞与引当金 +222

※補助金等(既償却部分) 20,047は、資本剰余金より減額。

※病院事業等の場合は職員数が多いため、退職給付引当金の計上の影響が大きい(→資本に対する負債の比率がさらに上昇)。¹²